

運輸安全委員会は、令和7年8月28日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- ・  活魚運搬船第八しんこう丸沈没 (和歌山県西牟婁郡すさみ町の南西約30kmの沖合 令和2年12月23日発生)
- ・  遊漁船登美福丸釣り客死亡 (佐賀県唐津市小川島北方沖 令和6年10月16日発生)
- ・ 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (15件) [ 102KB]

上記事故のうち、東京(委員会事務局)の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 活魚運搬船A(199トン) 沈没

活魚運搬船Aは、船長ほか5人が乗り組み、愛媛県南宇和郡愛南町鹿島沖を出航し、三重県尾鷲市尾鷲港に向けて航行中、令和2年12月22日19時30分ごろ、高知県室戸岬西方沖で、他社の活魚運搬船の乗組員に目撃された後、乗組員全員と共に行方不明となり、令和6年2月17日、海上保安庁の調査により、和歌山県西牟婁(にしむろ)郡すさみ町の南西約30kmの沖合(水深約1,500m)に沈没していることが確認された

② 遊漁船A(4.74トン) 釣り客死亡

佐賀県唐津市小川(おがわ)島北方沖において、遊漁船Aは、帰航中、風浪を受けて右舷側に大きく傾斜した際、右舷側の甲板上で右舷側を向いてしゃがんでいた釣り客A(83歳)が体を支えることができずに落水し、死亡した

① 活魚運搬船A(199トン) 沈没

海難防止への
インフォメーション

(活魚運搬船Aは、愛媛県南宇和郡愛南町鹿島沖から三重県尾鷲市尾鷲港に向けて航行中、乗組員全員と共に行方不明となり、海上保安庁の調査により、和歌山県西牟婁郡すさみ町の沖合に沈没していることが確認された)

【事故概要】

和歌山県西牟婁郡すさみ町の沖合において、活魚運搬船A(199トン、6人乗組)は、航行中、沈没し、乗組員全員が行方不明となった

【発生日時】 令和2年12月23日 04時00分前ごろ
【発生場所】 西牟婁郡すさみ町の南西約30kmの沖合
【死傷者】 行方不明6人(乗組員全員)
【損傷等】 不明

《原因・背景等》

- ◎ 本船は、令和2年12月23日 04時00分前ごろ、すさみ町の沖合で沈没したものと考えられるが、沈没に至った状況を明らかにすることはできなかった
- 本船は、魚倉内に南宇和郡愛南町鹿島沖の養殖生け簀で積み込んだ養殖ぶりの活魚約40tを積載していた
- 各魚倉の船底及び両舷の舷側に開口が設置されており、活魚運搬時は、開口を開放して魚倉内に海水を満たし、航行することにより、海水を船底開口から魚倉内に取り入れるとともに舷側開口から外部へ放出するという仕組みで海水を魚倉内に循環させ、活魚の状態で輸送する構造となっていた
- 令和2年12月22日19時30分ごろ本船を目撃した他社の活魚運搬船の乗組員によれば、本船を目撃した19時30分ごろの室戸岬西方沖は、天気が良く、波も小さかった
- 海上保安庁は、調査の過程で、付近航行船のうち2隻の船舶のレーダー記録から、単独で東向け航行する本船と思われる船舶の映像が、至近に航行船舶がない中で、令和2年12月23日04時00分前ごろ、すさみ町の沖合において消失する状況を確認した
- 海上保安庁は、令和4年2月、すさみ町の沖合で「船舶らしき物件」を発見した旨の情報提供を受け、令和6年2月、民間調査船及び遠隔操作無人探査機による調査を実施した結果、すさみ町の南西約30kmの沖合で、船底部が海底に着底した状態の船体が発見され、本船であることが確認された
- 海上保安庁によれば、令和7年4月8日現在、沈没の原因となり得る本船の損傷は確認されていない
- 本船は、EPIRBを搭載していたが、海上保安庁は、本船のEPIRBからの遭難信号を受信しておらず、また、本船のEPIRB自体も、本事故後、発見されていない(本船の自動離脱装置は、水深約4.0m以内で自動的にEPIRBを離脱させる仕様になっていた)
- 本船の救命いかだは、水深約4.0m以内で自動離脱装置が作動することによって固縛していたワイヤが外れ、コンテナが離脱して水面に浮上し、展開する仕様となっていた(本船の救命いかだは、発見されていない)

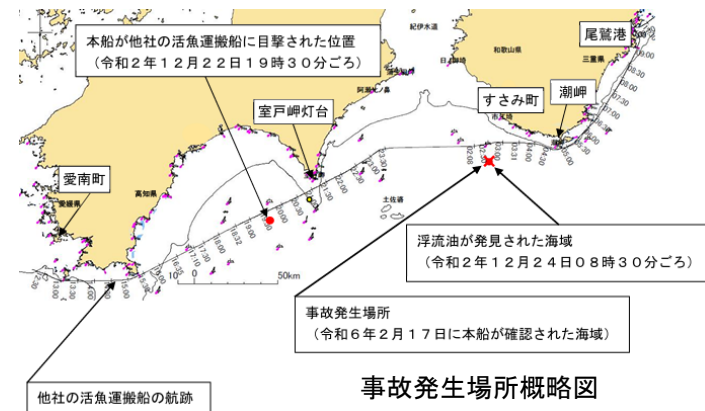
《再発防止策》(今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項)

・AISを備える船舶は、航行中、常時AISを作動させることが望ましい

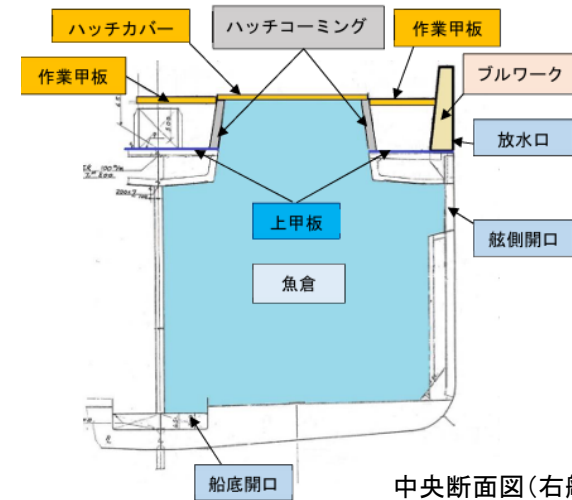
* 本調査報告書は、R7.8.28に公表されました。
詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



本船(竣工時撮影)



事故発生場所概略図



中央断面図(右舷側)

海難防止への
インフォメーション

② 遊漁船A(4.74トン) 釣り客死亡

(佐賀県唐津市小川島北方沖において、遊漁船Aは、帰航中、風浪を受けて右舷側に大きく傾斜した際、右舷側の甲板上で右舷側を向いてしゃがんでいた釣り客Aが体を支えることができずに落水し、死亡した)

【事故概要】

佐賀県唐津市小川島北方沖において、遊漁船A(4.74トン、1人乗組、釣り客8人)は、約3knで帰航中、風浪を受けて右舷側に大きく傾斜した際、右舷側の甲板上で右舷側を向いてしゃがんでいた釣り客A(83歳)が体を支えることができずに落水し、約24分後に救助されたものの病院で死亡が確認され、直接死因は溺水と検案された

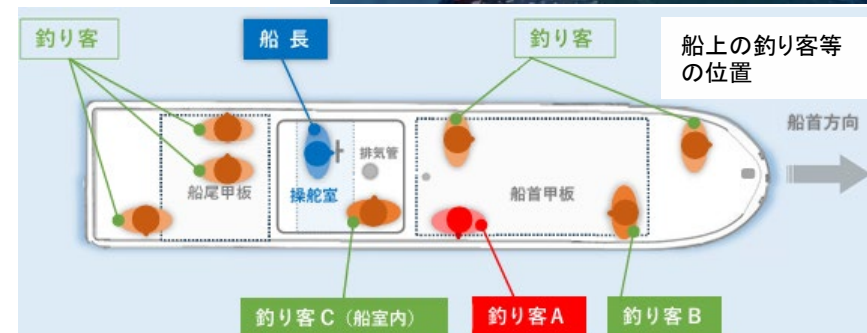
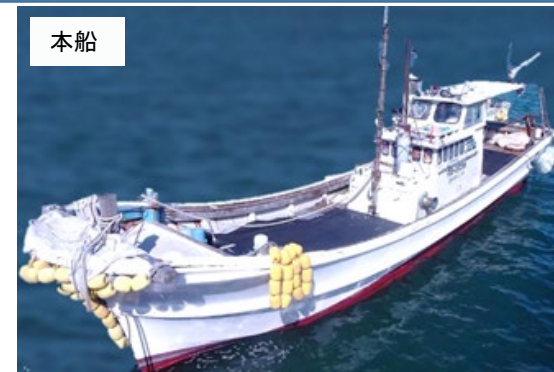
《原因・背景等》

- ◎ 船長は、釣り客Aの着座位置や姿勢等を確認して釣り客Aの安全を確保することなく航行を開始したため、風浪を受けて右舷側に傾斜した際、釣り客Aが体を支えることができず落水して溺水した
- 釣り客Aは、足腰が悪く、右手に痺れが出るなど身体面が壮健でなかったことから、落水を防止する動作を取ることができず、体を支えることができなかった
- 釣り客Aが落水した直後、本船は、風浪で動揺しており、釣り客Aになかなか近づくことができず、また、釣り客数人が船上から救命胴衣やシーアンカーの浮きなど浮力を有するものを海上に投げ入れたが、釣り客Aまで届かなかった
- 釣り客Aは、落水直後は頭部を上げて顔を本船の方に向けて手を挙げる動作をしていたが、落水から約10分経過した頃、頭部が下がり、顔が海面に浸つかる姿勢になっていた

《再発防止策》

- (1) 遊漁船の船長は、航行を開始するときなど、船体の動揺や傾斜が想定されるときは、利用者に対し、固定されているものにつかまる等、安全な姿勢の確保を徹底させ、特にブルワークの低い遊漁船は、舷側から離れるように注意喚起を行うこと
- (2) 遊漁船の船長は、大きな横波を受ける際は、急激な操舵を避け、波浪に対して角度をつけた針路を取るなど船体動揺を軽減する操船を行うこと
- (3) 遊漁船の船長は、体調面に不安のある者や高齢者は、落水などにより死亡に至るリスクが高いことから、その乗船について安全が確保できるかを船体設備や海況などをも踏まえて十分に検討すること
- (4) 船舶所有者は、ブルワークの低い遊漁船においては、航行時の船体動揺による釣り客の落水防止のため、脱着可能な柵等を設置することが望ましい
- (5) 遊漁船の船長は、落水者があった場合、直ちに自船で救助・救命にあたりるとともに海上保安庁に救助要請すること

* 本調査報告書は、R7.8.28に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



【発生日時】 令和6年10月16日14時46分ごろ

【発生場所】 佐賀県唐津市小川島北方沖

【死傷者】 死亡1人(釣り客A:直接死因は溺水)

【損傷等】 なし